

平成31年労第185号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成30年1月30日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成19年7月1日、A会社B支店に雇用され、同支店Cセンターにおいて、事務・荷受け作業スタッフとして勤務し、平成25年8月16日、同支店Dセンターに転属となった。
- 2 請求人によると、荷物発送に使用する連続伝票を切り分ける作業に従事したことにより、両手指、左肘に痛みが生じたという。請求人は、平成29年7月5日、E医療機関を受診し、「右拇指CM関節症、左上腕骨内側上顆炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が平成31年3月27日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 疾病名及び発症年月日について

請求人の申述及び医学的意見から、決定書に説示のとおり、平成29年7月5日、本件疾病を発症したものと判断する。なお、請求人は、E医療機関受診以前に健康保険にて別の医療機関を受診していた旨述べている(公開審理)が、当該主張に係る立証はなく、請求人の主張は採用することができない。

(2) 本件疾病を含む上肢作業による疾病の業務上外の判断については、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。)が策定されており、認定基準により判断することが妥当である。

ア 相当期間従事した後に発症したものであること

請求人が従事した業務は、決定書に説示のとおり、本件疾病が発症するまでのおよそ10年にわたり上肢の反復動作の多い作業に従事していたものと認められる。

イ 発症前に過重な業務に就労したこと

本件疾病発症前おおむね6か月間の総労働時間に対する上肢等に負担のかかる作業時間の割合は、決定書に記載のとおり、14.8%ないし18.3%にとどまり、発症前に過重な業務に就労したとは認められない。

ウ 医学上妥当と認められること

請求人は、上記イのとおり、発症前に過重な業務に就労していないことから、本項について判断を要しない。

(3) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病は、認定基準の要件を満たしておらず、業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求

人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月31日